

【埼玉県(川口市を除く)】民泊の安全措置に関するチェックリスト

建て方について		規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2
届出住宅等の 条件	A) 一戸建ての住宅、長屋	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下	☐			
		2) 上記以外		☐		
	B) 共同住宅、寄宿舍	1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下			☐	
		2) 上記以外				☐
◆上記の条件による分類に応じて、タテ列に進み、下記の安全措置(①～⑦)の項目ごとにチェック						
1. 避難経路の表示について(国規則 第一条第二号)						
① 自治体の火災予防条例も確認した上で避難経路を適切に表示している			☐	☐	☐	☐
2. 非常用照明器具について(告示第一)						
非常用照明器具が設置されている 【設置されている場所に✓】(宿泊室、宿泊室からの避難経路は原則設置が必要) ☐ 宿泊室 ☐ 宿泊室からの避難経路(廊下、階段、宿泊室として使用しない居室(リビング等)を含む) ↓ ② 【両方に✓がつかない場合はその理由】 (理由:)				☐		☐
上記のとおり設置している場合、設置されている非常用照明器具は、建築基準法施行令第126条の5に規定する構造基準に適合している。				☐		☐
3. 防火の区画について(告示第二第一号)						
③ 複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない				☐		☐
複数グループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている				☐		☐
4. 届出住宅の規模に関する措置について						
告示第二第二号イ …いずれか1つに✓						
④ 2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下			☐	☐		
上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている			☐	☐		
告示第二第二号ロ …いずれか1つに✓						
⑤ 宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡未満			☐	☐		
上記以外の場合で、届出住宅が主要構造部を準耐火構造等とした建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。)である			☐	☐		
上記以外の場合で、宿泊者使用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている			☐	☐		
告示第二第二号ハ …いずれか1つに✓						
⑥ 各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下			☐	☐		
上記以外の場合で、3室以下の専用の廊下である			☐	☐		
上記以外の場合で、階の廊下(3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上である			☐	☐		
告示第二第二号ニ …いずれか1つに✓						
⑦ 2階における宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡未満			☐	☐		
上記以外の場合で、届出住宅が耐火建築物又は準耐火建築物である			☐	☐		
告示第二第二号ホ …いずれか1つに✓						
⑧ (1) 宿泊者使用部分が3階以上の階に設けられていない			☐	☐		
(2) 延べ面積が200㎡未満で宿泊者利用部分が3階に設けられている場合で、警報設備を設け、竪穴部分と竪穴部分以外の部分とを間仕切り壁等で区画している			☐	☐		
上記(1)(2)以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である			☐	☐		

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合